

# 就労や生活を中心とした人権問題

## 1. 就労についての相談

### ◆公共職業安定所（ハローワーク）

就職にあたっての様々な相談を行っています。

ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list.html>

### ◆マザーズハローワーク

仕事と子育ての両立を希望している方々を中心に、職業相談や就職活動に関するセミナー、保育に関する情報提供等を通してお仕事探しを応援しています。

ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list/hellowork2/mothershallowork.html>

### ◆障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施しています。（P40 参照）

### ◆神奈川県労働局 雇用環境・均等部指導課 ☎045-211-7380

職場における男女の均等取扱い、妊娠・出産を理由とする不利益取扱い、職場におけるセクシュアルハラスメントなど男女雇用機会均等法に係る相談、育児休業・介護休業の取得など育児・介護休業法に係る相談、パートタイム労働者と通常の労働者との均衡に係る相談等を受けています。

### ◆神奈川県労働局 総合労働相談コーナー

職場における解雇、雇止め、配置転換、賃下げ、いじめなどのトラブルについて、専門の相談員が面接あるいは電話にて、相談を受けています。

ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/madoguchi\\_annai/soudanmadoguchi/socorner.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/madoguchi_annai/soudanmadoguchi/socorner.html)

### ◆労働基準監督署

労働者の労働条件や安全と健康の維持向上を図り、最低労働条件を確保するため、次のような業務を行っています。

- (1) 労働災害・職業性疾病の防止、仕事でけがをしたり病気にかかったときの労災補償。
- (2) 有給休暇がもらえない、休憩時間がない、会社が倒産して働いた賃金がもらえない、など労働時間、休日、賃金に関する監督指導。
- (3) 内職のトラブルなど家内労働に関する監督指導。
- (4) 労働時間の短縮、パートタイム対策、最低賃金等に関すること。

ホームページ [https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/madoguchi\\_annai/kankatu.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/madoguchi_annai/kankatu.html)

## ◆かながわ労働センター

解雇や賃金・労働時間、退職金等の労働条件や団体交渉、労働協約等の労使関係に関する問題、職場における嫌がらせなどについての相談をかながわ労働センター本所及び同支所でお受けしています。その他、各地で出張相談も行っています。

名 称	住 所	電 話
かながわ労働センター 本 所	横浜市中区寿町 1-4	045-662-6110(直)
かながわ労働センター 川 崎 支 所	川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口 1 階	044-833-3141(直)
かながわ労働センター 県 央 支 所	厚木市水引 2-3-1	046-296-7311(直)
かながわ労働センター 湘 南 支 所	平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711(代)
(出張相談) 毎週火曜日(県横須賀合同庁舎内)	横須賀市日の出町 2-9-19	046-823-0210(代)
(出張相談) 毎週水曜日(県小田原合同庁舎内)	小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000(代)
(出張相談) 毎月第 3 金曜日(県足柄上合同庁舎内) ※要予約・来所のみ	足柄上郡開成町吉田島 2489-2	予約先 : 0463-22-2711(代) かながわ労働センター湘南支所
(出張相談) 毎週木曜日(相模原市中央区役所市民相談室)	相模原市中央区中央 2-11-15	042-769-8230

## ◆神奈川県弁護士会 働く人の法律相談

毎週月曜日・木曜日 13:15~14:45 予約面談相談

相 談 料 : 5,000 円 (45 分以内)

予約電話 : ☎045-211-7700 (月~金 9:30~17:00)

突然の解雇や給料未払い、サービス残業、労働災害、過労死、労働条件の変更など、労働に関するさまざまなトラブルについての相談です。

## 2. 生活困窮者自立支援制度

県内では、生活上の困難に直面している方（生活保護を受給されている方は除く）に対し、地域において自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援に取り組んでいます。

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f533087>

## 3. 生活保護についての相談

生活保護は、生活に困っている方々に対して、その状況に応じ、必要な保護を行うとともに、自立した生活が送れるよう支援する制度です。

資産（預貯金、不動産等）、働く能力、年金等の社会保障給付などを活用した上で、世帯の収入が厚生労働大臣の定めた基準（最低生活費）を下回る場合、保護が適用され、その不足分が生活保護費として支給されます。

生活保護の相談は、町村にお住まいの方は下記の県保健福祉事務所または各町村役場、市にお住まいの方は各市や区の福祉事務所へご相談ください。

### <県保健福祉事務所>

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/p2908.html>

<市（区）福祉事務所>

	名 称	電 話
横 浜 市	鶴見区福祉保健センター	045-510-1782
	神奈川区福祉保健センター	045-411-7103
	西区福祉保健センター	045-320-8407
	中区福祉保健センター	045-224-8248
	南区福祉保健センター	045-341-1203
	港南区福祉保健センター	045-847-8404
	保土ヶ谷区福祉保健センター	045-334-6314
	旭区福祉保健センター	045-954-6069
	磯子区福祉保健センター	045-750-2405
	金沢区福祉保健センター	045-788-7814
	港北区福祉保健センター	045-540-2329
	緑区福祉保健センター	045-930-2318
	青葉区福祉保健センター	045-978-2446
	都筑区福祉保健センター	045-948-2311
	戸塚区福祉保健センター	045-866-8431
	栄区福祉保健センター	045-894-8400
	泉区福祉保健センター	045-800-2305
瀬谷区福祉保健センター	045-367-5705	
川 崎 市	川崎福祉事務所(保護第1課、第2課)	044-201-3288
	大師福祉事務所(保護課)	044-271-0154
	田島福祉事務所(保護課)	044-322-1997
	幸福社事務所(保護第1課、第2課)	044-556-6723
	中原福祉事務所(保護課)	044-744-3291
	高津福祉事務所(保護課)	044-861-3254
	宮前福祉事務所(保護課)	044-856-3241
	多摩福祉事務所(保護第1課、第2課)	044-935-3289
	麻生福祉事務所(保護課)	044-965-5345
相 模 原 市	緑福祉事務所(緑生活支援課) (※津久井・相模湖・藤野地区)	042-775-8809 (※ 042-780-1407)
	中央福祉事務所(中央生活支援課)	042-707-7056
	南福祉事務所(南生活支援課)	042-701-7720
	横須賀市福祉事務所(生活支援課)	046-822-8519
平塚市福祉事務所(生活福祉課)	0463-21-9849	
鎌倉市福祉事務所(生活福祉課)	0467-61-3972	
藤沢市福祉事務所(生活援護課)	0466-50-3572	
小田原市福祉事務所(生活援護課)	0465-33-1463	
茅ヶ崎市福祉事務所(生活支援課)	0467-82-1111(代)	
逗子市福祉事務所(社会福祉課)	046-873-1111(代)	
三浦市福祉事務所(福祉課)	046-882-1111(代)	
秦野市福祉事務所(生活援護課)	0463-82-7393	
厚木市福祉事務所(生活福祉課)	046-225-2211	
大和市福祉事務所(生活援護課)	046-260-5615	
伊勢原市福祉事務所(生活福祉課)	0463-94-4726	
海老名市福祉事務所(生活支援課)	046-235-4821	

名 称	電 話
座間市福祉事務所（生活援護課）	046-252-7125
南足柄市福祉事務所（福祉課）	0465-73-8022
綾瀬市福祉事務所（福祉総務課）	0467-70-5614

#### 4. 多重債務についての相談

##### ◆県の相談窓口

##### 生活再建支援相談 ☎045-312-1881

クレジットや消費者ローンなど何か所からも借金をし、返済が困難となっている多重債務者の多くが、どこにも相談できないまま生活に行き詰まり、生きる意欲をなくしてしまうなど、様々な問題が起きています。また、給料が減額になったり、収入の途が絶たれたりして、住宅ローンや教育費が家計の負担になるなど、多くの相談が寄せられています。

こうした問題を解決するためには、本人自身が早い段階で適切な相談窓口にご相談し、債務整理などの法的解決を図る等、生活再建に向けて一歩を踏み出すことが何より大切です。

県では、生活再建支援相談に精通した民間団体に委託して、借金返済のための借金をしているなど多重債務に悩んでいる方や、住宅ローンや教育費が家計の負担になっている等、お金のやりくりで悩んでいる方からの相談を受けています。借金等の相談内容に適した専門機関の案内や債務整理に関する情報提供等、借金をしない生活を営めるよう、専門家が今後の生活の立て直し等についてアドバイスします。まずはお電話ください。

相談できる方	神奈川県内に在住又は在勤・在学の方
相談日時※	電話：月・木 13：00～18：00 ※祝・休日の場合は翌日
相談の方法	電話相談 ☎045-312-1881
相談を受ける民間団体	生活クラブ生活協同組合

※年末年始及びかながわ県民センターの休館に伴う閉庁日を除く。

##### ◆市町村多重債務者相談窓口担当課

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f536341/>

##### ◆神奈川県弁護士会 債務整理相談（多重債務相談）

相談方法：電話で予約の上面談相談 相談料無料（30分以内）（1回限り）

相談場所・予約電話→P13 参照

※関内法律相談センター及び横浜駅東口家庭の法律相談センターでは行っておりません。

債務の返済等でお困りの方に無料で弁護士による法律相談を行っています。

ホームページ [http://www.kanaben.or.jp/consult/by\\_content/consult01/index.html](http://www.kanaben.or.jp/consult/by_content/consult01/index.html)